

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
総括研究報告書

確定拠出年金の個人型加入者への投資教育と
企業型確定拠出年金の運営管理機関モニタリングについて

研究代表者 大江 加代 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会
理事 兼 主任研究員

研究代表者

大江 加代 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会 理事 兼 主任研究員

研究協力者（個人型研究会）

伊東 文子 社労士・FP事務所 オフィス・ビサイド 代表、特定社会保険労務士
上田 憲一郎 帝京大学 経済学部 教授
大江 英樹 株式会社オフィス・リベルタス 代表取締役
瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード 取締役 兼 Fintech研究所長
竹川 美奈子 LIFE MAP合同会社 代表

研究協力者（企業型研究会）

上田 憲一郎 帝京大学 経済学部 教授
浦田 春河 ウィリス・タワーズワトソン株式会社 ベネフィット部門ディレクター
福本 充伸 イオン企業年金基金 常務理事
宮澤 賢 資生堂労働組合 中央執行委員長
森下 修至 日本ドキュメントサービス協同組合連合会 会長
全国中小企業団体中央会 理事
森戸 英幸 慶応義塾大学法科大学院 教授
山口 修 横浜国立大学 名誉教授

研究要旨

確定拠出年金（以下「DC」という。）は法施行後15年目の節目に大きな法改正を行い個人型、企業型ともに公的年金を補完する制度として期待されている。

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日公布）」の中で、個人型DC加入者への教育と企業型DCにおける運営管理機関モニタリングが努力義務とされた。個人型DCの投資教育、企業型DCの事業主による運営管理機関モニタリングについて必要性に異論をはさむものはないが、具体的な内容と手法が明確でなく関係者が適切な取り組みをしにくい状況にある。本調査では初めてその実態把握を広く行い問題点を明らかにするとともに、専門的な知見を踏まえた解決策となる具体的な手法について提言をまとめ、報告するものである。

個人型DCの投資教育については、その課題について金融や行動経済学の専門的知見のある方々に課題を洗い出していただく。把握すべき現状を絞り込み調査を実施する。その結果を受けて再び専門家の意見や運営管理機関の実態も踏まえて、課題解決の施策および具体的な例示を行う。

企業型DCにおける運営管理機関モニタリングについても企業年金ガバナンスや運営管理業務に精通した専門家による研究会を立ち上げ、課題を洗い出す。実態把握のための調査を実施する。結果を受けてモニタリングとして行うべき具体的な内容を専門家も交えて議論し、実態に即した形で各機関が行うべき事項を整理する。

いずれも今後、厚生労働省として関係機関に発するガイドラインの策定に資する調査および報告である。

A．研究目的

個人型DC加入者等及び企業型DC実施事業主に対して調査研究を行い、自身が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受ける制度として適切な個人型DCの加入者教育と企業型DCの事業主の制度運営の在り方を見出し、実態に即した指針の策定に寄与する情報を提供する。

現在、投資教育に関する法令解釈通知（平成13年8月21日年発第213号）は企業型における加入時・加入後の投資教育の計画的な実施については定められているが、個人型について記載はない。また、国民年金基金連合会が平成24年に行ったアンケートは加入時の意志決定要因を問うものが中心であり、加入後の継続教育の内容や手法等について調査研究をおこなったものではなく、先行研究は存在しない。本研究では、現在月間約20万人が訪れるNPO法人確定拠出年金教育協会が運営するWEBサイト「iDeCoナビ」を活用し、加入者が必要とする情報内容や頻度、手法について意見聴取を行い、その意向・要望を詳らかにするとともに、行動経済学やフィンテックの有識者の意見、海外の事例等を踏まえ、個人が個人型DCを活用して老後資金を準備していくために効果的な継続教育の内容や方法をまとめる。

企業型DCについては、今回の法改正により施行後、実施事業主は運営管理業務の委託先である運営管理機関に対し少なくとも5年ごとにその業務をモニタリングし必要があれば変更をすることが求められる。しかし、判断基準が明確でないため、これを明確化し実効性を確保する必要がある。これまで、運営管理機関の業務の一部について、企業型確定拠出年金承認規約代表事業主（以下「代表事業主」という。）に対してアンケートをとった例はあるが、運営管理機関が優越的地位を利用しうる立場にあるの

か、委託業務と単価について不適切な関係がないか等、モニタリングに必要な事項について調査した前例はない。また、連合型DC制度・総合型DC制度に加入している事業主（以下「非代表事業主」という。）の実態を把握した前例もない。本研究では、代表事業主約5,000社に加え、非代表事業主にも調査を行い、労働法等の法的な要件を満たすとともに、事業主が継続的に実行可能なモニタリング項目をまとめ、指針策定の一助となる情報を提供するものである。

B. 研究方法

1. 個人型DCの投資教育

研究会の設置、調査項目設定

投資教育では、法令解釈通知で掲げられているDC制度等の具体的な内容、金融商品の仕組みと特徴、資産の運用の基礎知識、DC制度を含めた老後の生活設計に関する情報を、適切な方法で提供する必要がある。

よって以下の専門的知見のある方々の協力を得て研究会を設置し、課題を洗い出し、調査の項目を設定する。

- ・ライフプランを踏まえた老後の資産形成
- ・運営管理機関の業務実態や企業型DCの投資教育
- ・個人の家計管理を通じたマネー教育やフィンテックの活用
- ・消費者の立場からみた金融商品の情報開示・活用

調査実施

個人型DCの情報サイト「iDeCoナビ」(<http://www.dcnenkin.jp/>)の利用者にアンケートを依頼する。

iDeCoナビは月間12万人程度に加入検討時や加入後の運営管理機関変更の情報収集のため利用されており（調査実施準備当時）多くの幅広い対象者に対し効率的に回答してもらうことが可能だからである。アンケートサイトへの誘導や薄謝ながら応募のインセンティブをつける施策を行うことで、比較的関心や意識が低めの方からも回答いただく工夫を行う。

研究会において、海外の事例も参考に課題解決の方策を議論し、個人型DCの投資教育に資する提言をまとめる。

2. 企業型DCの運営管理機関モニタリング

研究会の設置、調査項目設定

企業型DCは、労使合意に基づく制度であること、加入者は運営管理機関が選定・提示する商品からのみ商品を選ぶことになるため運用商品の選定・提示が重要な業務であること、適切なモニタリングを行うための相応の体制も必要、と考えられることから専門的知見のある方々の協力を得て研究会を設置し、運営管理機関モニタリングの課題を洗い出し、調査項目を策定する。

- ・企業年金ガバナンス
- ・運営管理機関への委託および提供サービスの実態
- ・労働法
- ・金融商品の評価

・労働者目線でのDCの制度運営

調査実施

代表事業主約5,300社と非代表事業主約6,500社に調査協力依頼書を送付し、Webアンケートフォームもしくは郵送留置により回答を得る。

調査結果を分析し、研究会にて報告・議論する。

米国等海外での事例も参考に企業型DCの適切なモニタリングに資する提言書をまとめる。

なお、1- 及び2- のとおり実施した調査において取得したデータは、個々の調査対象者を特定可能な形での集計分析は行わず、匿名化が図られたものとする。

C . 研究結果

個人型DCの投資教育についてのアンケート調査では、1ヵ月強の回答回収期間において2,616票の有効回答数を得た。

調査とその結果分析によって、個人型においては加入者に認識されていない制度や運用に関する事項、その解決法といった目先のことだけでなく、50代男性がお金に関して相談する相手がいない等の実態が明らかになり、今後給付件数が増える局面における将来的な課題も浮き彫りになった。

企業型DCの運営管理機関モニタリングについての調査では、個人型DCアンケート調査と同じ回答回収期間において、承認規約代表企業1,395票、非代表企業1,797票の有効回答数を得ることが出来た。

企業型においては初めて非代表事業主の制度運営実態が明らかになった。企業規模等によって大きく異なる事業主と運営管理機関・代表事業主と非代表事業主との関係が明らかになり、運営管理機関のモニタリング以前に企業としての受託者責任を果たす体制整備が必要な事業主も少なくないことが明らかになった。

D . 考察

公的年金を補完するための私的年金制度である個人型DC制度において投資教育がどうあるべきかという以前に、公的年金制度自体が正しく理解されていないといった結果を受け、研究会では、若年世代に社会保障、特に公的年金について正しく理解してもらうためへの教育が一層充実することを望む意見が出された。

企業型DCは、導入事業主により制度の位置づけ、運営管理機関に求めるサービスも千差万別である。運営管理機関モニタリングの項目も一律のものに決められるものではない。よって必須事項と任意事項に分け、DC制度加入者の利益を最優先にした商品の選定・提示、そのモニタリングを主軸として必須事項についての整理を行うこととした。

E . 結論

個人型の投資教育は投資教育ガイドラインに挙げられている4つの項目ごとに配慮すべき点と対策として望まれることを具体的に例示し、運営管理機関等各機関にて検討・実行しやすい形の報告書とした。また、日本年金機構や社会保険労務士協会が推進している年金教育のより一層の充実を望むとともに、英国や米国における参考事例を紹介する内容とした。

企業型は加入者に果たすべき事業主の受託者責任としてその選択できる運用商品を適切に品ぞろえし、定期的にモニタリングできるパートナーであることに着目しこれを運営管理モニタリングの必須事項と位置付けた。

いずれも厳しい実情を踏まえた運営指針が出されることで実効性の高い指針になる。

なお、研究結果・考察・結論の各々について、個人型および企業型研究とも「 . 研究会報告書」にて詳細を述べているので、両報告書を参照されたい。